

調査報告書【概要版】

本報告書は、令和5年12月7日に当該学校長から提出のあった報告書を基に、本市の公表ガイドラインに従って、習志野市いじめ問題対策委員の確認のもと、事務局が公表のための概要版として作成したものである。

1. 事案の概要について

いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号、第2号該当事案

部活動中に発生した私物紛失事案について、当該生徒（以後、A）がSNS上で犯人扱いされ、誹謗中傷を受けた。その後、登校ができなくなり、市外への転校に至った。本事案がAに与えた精神的苦痛は計り知れず、本件はいじめ重大事態に該当する。

2. いじめの定義等

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。

本事案は、上記のいじめ防止対策推進法第2条第1項の定義に則り、いじめ行為を調査、認定したものである。

3. いじめ行為の認定について

- ・何者かの手により他者の私物がAのバッグに入れられ、SNSにおいて、匿名ユーザーから犯人扱いをされ、誹謗中傷を受けた。

4. 学校等の対応について

<経緯>

週末の部活動において、部員1名の私物が紛失する事案が発生した。活動参加部員や顧問が活動場所等を捜索したが見つからなかった。

翌、月曜の朝、Aは、Aが部活動で使用したバッグの中に自分の所有物ではない紛失物が入っていることに気が付き、学校に報告し、紛失物は持ち主に返された。

同日放課後、紛失事案の詳細に迫るため、部内ミーティングを開き、部員に情報提供を求めた。しかし、誰からも紛失事案の真相に迫る情報は得られなかった。

同日夜、誰もが見ることのできるSNS上において、匿名ユーザーが、紛失事案の犯人がAと断定した書き込みを行った。また、同ユーザーは、Aが紛失事案の犯人であり、名乗り出て謝罪した方がよい、という趣旨のSNSのダイレクトメッセージをAに送信した。Aは自身が紛失事案の犯人であると疑われていること、その噂が広まることに大きな不安を抱いた。

翌日、Aの保護者がSNSの被害状況と今後の対応について、学校に相談した。学校は匿名ユーザーを特定するため、部員への聞き取りを実施したが、特定には至らなかった。SNS被害事案発生後、Aは日に日に周囲の目が気になり、孤独感を抱き始め、部活動の退部を決意した。また、学校が生徒への聞き取りや保護者等への説明などの対応を進めていく過程において生じたAと他の生徒とのトラブルに対す

る学校の対応が適切ではなかったことも加わり、Aは登校できない状態になった。

Aの保護者は、SNS被害事案の真相解明やAのメンタルケア、他の生徒とのトラブルについて、管理職に適切な対応を依頼していたが、管理職からAやAの保護者に寄り添う姿勢や態度が感じられないことから、学校に不信感を抱くようになり、Aの心理的状況を踏まえ、市外への転校に至った。

いじめ重大事態と認知した後、学校は校内いじめ重大事態調査会を立ち上げ、関係者への聞き取り調査を行った。その結果、紛失物がAのバッグに入った経緯及びSNSの匿名ユーザーを明らかにすることはできなかったが、私物紛失事案において、Aが紛失者の私物を盗み、自身のバッグに入れることは難しい状況であったことは確認できた。なお、Aは現在、新しい環境で学校生活を送っている。

(1) 紛失事案発生時の課題

管理職及び顧問は、紛失物が発見された後に行った部内ミーティングで部員に情報提供を行う際に、憶測による犯人探し等のトラブルを防ぐために、Aの名前を出し、紛失物がAのバッグから出てきたことを伝える方針を立てた。そのことについて、顧問はAには確認を行ったが、Aの保護者には確認を行っていなかった。ミーティングで情報提供を求めた際には、顧問が部員に、憶測で犯人を特定したり、話を広めたりすることがないよう伝えたが、結果として、SNSにおいてAが犯人扱い、誹謗中傷を受けることとなってしまった。学校は、Aの名前を出すことなど、集団に影響を与える可能性がある場合には、保護者への事前確認を行うべきであった。また、紛失事案発生時に、状況確認を詳細に行っていれば、Aが紛失物を自身のバッグに入れることができないことは初期の時点で明らかとなり、Aが紛失事案の犯人扱いされることを未然に防げた可能性があった。

(2) SNS事案発生時の課題

学校はSNS事案発生後、当該学年の臨時学年集会を設けた。その内容は、SNSによる誹謗中傷があり、その行為は許されることではないこと、SNSの誹謗中傷に関しての情報提供を求めることであった。集会後に事案に関する新たな情報は得られなかった。その報告をAの保護者に伝えた際、Aの保護者の「SNSの匿名ユーザーの特定に向け、取り組んでほしい」という要望に対し、学校がSNS上のトラブルについては犯人の特定はできないと考え、対応を断ったことにより、Aの保護者に本件の全容解明や解決の望みを絶たれてしまったと感じさせてしまった。

事案発生後、約1ヵ月半が過ぎてから学校は重大事態として、情報収集の範囲を学年に絞らず、在校生に広げ、無記名式のアンケートを実施したが、これを早期に実施していれば、匿名ユーザーの情報を得られた可能性があったとともに、学校の対応に対し、A及びAの保護者からの信頼の喪失を防ぐことができた可能性があった。

(3) 事案発生後の生徒同士のトラブルへの対応

SNS事案発生後、学校が対応を進めていく過程において、Aと他の生徒との間でトラブルが生じた。学校はそのトラブルについて、双方への事前の聞き取りや事実の確認が不十分な状況で対応したことにより、傷ついているAの心情にさらに負荷をかける事態を招いてしまった。

学校は、生徒同士の問題解決にあたる際に、関係者に対し十分な聞き取りや事実確認を行うとともに、保護者への情報提供を行った上で対応にあたるべきであった。

(4) Aに対する心のケアへの課題

学校は、顧問・担任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・生徒指導主任・管理職等が組織的にAの気持ちに寄り添い、心のケアを行うべきであった。A が学校に来られなくなったあと、AとAの保護者がスクールソーシャルワーカーと話をする場を設けたり、他の生徒と会わなくて済むよう時間差登校の提案をしたりするなど、学校に足が向くような提案を行ったが、継続して登校ができる状況にはならなかった。事案発生時の聞き取りや対応、本人へのケアなどを行う際に、A及びAの保護者との共通理解と意思確認を慎重かつ丁寧に行うことの配慮が欠けていた。

(5) 情報モラル教育の充実

ネットトラブルの未然防止、情報モラル教育について生徒に対して指導が行き届いていなかったことも課題であった。教員がネットモラルについてルールやマナー、未然防止について生徒が自分事として受け止められるような指導スキルや、事案が発生した際の対応スキルが足りなかったことも課題である。

5. 今後の再発防止について

学校は、全校集会での全体指導や生徒会活動等を通し、学校としていじめの未然防止・早期発見・早期解消に努めてきた。しかし、今回の重大事態を受けて、再発防止に向けて改めて、学校の体制について見直しを図る。

(1) 確実に丁寧な生徒理解と早期対応

- ① 「生活アンケート」について、SNS のトラブルについての質問を設定し、本人、その周辺の人たちがトラブルにあっていないか実態把握に努める。
- ② SOS の出し方教育について、市の相談アプリ「スタンドバイ」や外部機関への相談等について積極的に周知を行う。
- ③ 年間3回の定期的な教育相談週間だけでなく、担任以外に養護教諭や教育相談員などを活用し、いつでも相談ができることを今まで以上に周知し実践する。
- ④ 職員は生徒からの SOS を待つだけでなく、授業や学活の時間など普段の生徒の動きや表情に注視する。
- ⑤ 問題が発生した際には、管理職を含め、組織的に対応に当たり、被害生徒や被害保護者の気持ちに寄り添った丁寧な対応に努める。

(2) 生徒を対象にした情報モラル教育の強化

- ① 市青少年センターや警察等を外部の講師として招き、インターネット(SNS)の危険性について学ぶ機会をつくる。SNS等による脅迫や誹謗中傷は犯罪行為にあたることにも触れ、生徒自身が自分事としてとらえられるようにする。
- ② 生徒を対象に行う情報モラル教室等の事後指導において、振り返りシートを用意し、身近なネットトラブルについての実態把握を行う。また、教育相談においても担任が必ず聞く質問として共通理解を図る。
- ③ 保護者に対しては、入学前保護者説明会や、定期的に開かれる保護者会において、家庭での携帯電話の扱い方(使用時間、フィルター、課金等)や、SNSを介したトラブルについて説明し、トラブルの未然防止を図る。

(3)いじめに特化した研修の実施

- ① 学級経営についての校内研修を定期的に実施する。
- ② 道徳でいじめを重点項目として位置づけ授業の充実を図る。
- ③ 教職員のいじめの未然防止及び早期発見・早期対応への意識の高揚や対応力を向上させるため、いじめに特化した研修会を年間計画に位置付ける。
- ④ 校内研修だけでなく外部講師を招聘して、いじめの兆候を認知できる感性を磨く機会や問題解決に向けての適切な対応について研修を実施していく。

(4)学校いじめ防止基本方針、危機管理マニュアルの見直し及び職員への周知徹底

- ① ネットトラブルについての対応について明記する。
- ② 被害者側に寄り添い、いじめの認知をした際には、迅速かつ適切な対応がとれるようにフローチャートの作成を行う。
- ③ 職員会議、職員研修などを通じて、管理職から学校職員に対し、周知を徹底する。

6. 調査主体と組織

(1)調査主体

学校を主体とした調査

(2)構成メンバー

校長、教頭、教務、生徒指導主任、学年主任、学年生徒指導、学級担任、養護教諭
<指導助言>

習志野市いじめ問題対策委員

習志野市教育委員会指導課職員